

当座勘定規定の一部改正について

共立信用組合は、「当座勘定規定」について所要の改正を行い、平成30年10月26日より新规定の適用を開始することとしました。

改正内容の詳細については、以下の新旧対照表をご覧ください。

新旧対照表

(下線部は変更箇所)

改正後	現 行
(省略) 第9条(支払の範囲) ①(省略) ② <u>呈示された手形小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受け入れまたは振り込まれた支払資金により支払います。なお、15時以降に入金した支払資金を支払に充当したとしても当組合は責任を負わないものとします。</u> ③手形、小切手の金額の一部支払いはしません。 (以下省略)	(省略) 第9条(支払の範囲) ①(省略) (追記) ②手形、小切手の金額の一部支払いはしません。 (以下省略)